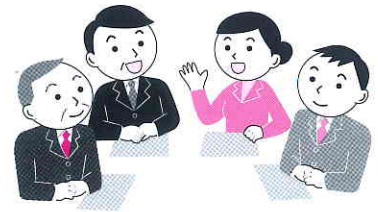


◆障害者雇用率制度◆

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（「障害者雇用促進法」）で定められており、すべての事業主は次の一定率以上の障害者を雇用しなければならないとされています。
あなたの企業は、法定雇用率に達していますか？



法定雇用率

民間企業・・・2.0%
特殊法人・・・2.3%
国・地方公共団体・・・2.3%(但し、都道府県等の教育委員会は2.2%)

なお、障害者の就業が従来、一般的に困難であると認められていた職種が多い業種の事業所については、業種別の除外率（後述参照）を設けて法定雇用障害者数算定の基礎となる労働者総数から除外しています。

また、法定雇用率の適用は企業単位（本社、本店で一括する）となっていますが、一定の要件を満たした場合には雇用率の算定の際に子会社を含めたり、企業グループ全体で雇用率を算定したりすることができます。（後述参照）

実雇用率の計算方式

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{障害者である労働者（短時間労働者を除く）の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{常用労働者（短時間労働者を除く）の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5}$$

法定雇用障害者数(障害者の雇用義務数)計算方式

企業全体の常用労働者の総数 × 法定雇用率 = 法定雇用障害者数（1人未満の端数は切り捨て）

→ 常用労働者（短時間労働者を除く）の数 + 短時間労働者の数 × 0.5

実雇用障害者数のカウント方法

障害者の分類	障害者数のカウント	障害者の分類	障害者数のカウント
重度身体障害者(フルタイム)	2人	重度身体障害者(短時間)	1人
重度知的障害者(フルタイム)	2人	重度知的障害者(短時間)	1人
身体障害者(フルタイム)	1人	身体障害者(短時間)	0.5人
知的障害者(フルタイム)	1人	知的障害者(短時間)	0.5人
精神障害者(フルタイム)	1人	精神障害者(短時間)	0.5人

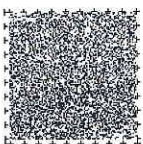
除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する場合に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度が設けられています。

■除外率設定業種及び除外率

除外率設定業種	除外率	除外率設定業種	除外率
◆非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く） ◆倉庫業 ◆船舶製造・修理業、船用機関製造業 ◆航空運輸業 ◆国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	◆鉄道業 ◆医療業 ◆高等教育機関	30%
		◆林業（狩猟業を除く）	35%
◆窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ◆その他の鉱業 ◆採石業、砂・砂利・玉石採取業 ◆水運業	10%	◆金属鉱業 ◆児童福祉事業	40%
		◆特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	45%
◆非鉄金属第一次製錬・精製業 ◆貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	◆石炭・亜炭鉱業	50%
		◆道路旅客運送業 ◆小学校	55%
◆建設業 ◆鉄鋼業 ◆道路貨物運送業 ◆郵便業（信書便事業を含む）	20%	◆幼稚園 ◆幼保連携型認定こども園	60%
		◆港湾運送業	25%
		◆船員等による船舶運航等の事業	80%

特例子会社制度



障害者雇用率は企業単位で適用されるため、子会社であっても別法人であれば、親会社とは別に取り扱われます。

『特例子会社』は、厚生労働大臣の認定を受けることにより、その子会社で雇用されている者を親会社で雇用されているものとみなして、障害者雇用率を算定できるという制度です。

認定を受けるには、5人以上の障害者を雇用し、かつ、全従業員に占める割合が20%以上であること、障害者の雇用管理を適正に行う能力を有することなど、一定の要件を満たす必要があります。